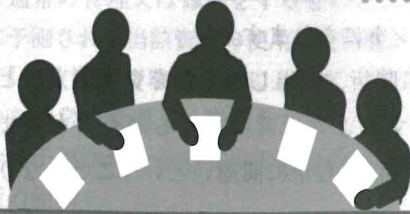


事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第70回> 資本的支出と修繕費についての整理

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第69回)はNo3711(令和4年7月11日号)に掲載いたしました。〕

修繕費と資本的支出は常に悩ましい論点である。ここでは、普段あまり意識されないことのない定義規定を確認し、その考え方を確認し直してみたい。

1 資本的支出の考え方

濱田) 修繕費

で常に悩ま
当てはめで8
すが。

白井) そうですね。法人税基本通達7-8-3と7-8-4の20万円基準や60万円基準などで解決できる場合が多いです。しかし、逆に言えば、まさに残りの1割2割が、実務での悩み

sample

sample

本来は条文がどうなっているのか、確認しておくのが有益です。

岡野) 昔の記憶では、条文ではあまり実務的に役立たないから通達が発達して実務を制御しているという話ではなかったでしょうか。

村木) そうい

かし、白井さん
は、条文に戻
この機会に確認

sample

ポイント

実務は通達に基づく判断が大

sample

sample

1) 資本的支出の定義規定

濱田) では、資本的支出の定義規定である法人税法施行令132条を見てみましょう。

支出)

いずれの名
する固定
引ける金額

に該当するもの(そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額)は、その内国法人のその支出する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産

sample

sample

り、当該資産の取得の時ににおいて当該資産